知教労ニュース

発行　知多地方教職員労働組合（知教労）
〒475-0929 半田市仲田町1-18　Tel&Fax 0569-24-5216
HP:http://www.chikyoro.ikaduchi.com/ e-mail:chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

全ての職場に広げよう！「勤務の割振簿」と「労働時間の記録」

知教労組合員のいる職場で続々実現！　勤務の割振簿」
異常な長時間労働を根絶する両輪
労働時間の記録」で過労死予備軍を早期発見、労働軽減！

賃金はこんなに減らされて それでも黙って働くの？

4月の給与明細を見て愕然とした教員は多いはず。愛知県が実施した4%の賃金抑制（注・七月から変更）によって年間平均40万円もの給与減額が現実となって迫りました。一部不満の声が職員室に広がったものの、われわれ教職員は、一人として手を抜くことなく教育に邁進しています。一日数時間に及ぶ時間外勤務も日常茶飯事となっているのではないでしょうか。

超過勤務は 記録して、個別に返して当たり前

現在知多地方では、5割を超える職場で「勤務の割振簿」、正式には「勤務の割振変更の記録簿」が整備され、その多くで運用されています。

本来時間外労働が認められない教員が、限定的に時間外労働を命じられた場合に、その分の労働時間を他の正規の時間と入れ替えて休むもので、これを「割振変更」と言います。その変更を教員ごとに個別に記録するのが「勤務の割振簿」であり、これに基づいて適正に勤務を割り振ることが管理職の職務なのです。例えば職員会議が4時30分の休憩時間に掛かったならば、それ以降の時間は勤務の割り振りの対象です。割振簿によって記録され、働き過ぎた分をキチンと返してもらえるのです。

県教委も各市町教委も認めるこの当然の職務管理が「5割の学校で行われている」というのは、逆に「5割の学校でなおざりにされている」ということです。どちらの学校に勤務するかで待遇は大きく違ってしまいます。知教労は、組合員のいる職場全てにおいて、この当たり前の職務管理を行うよう校長に求めていく方針を強く打ち出しています。

教員の加重労働が 3年保存の公的記録に

割振簿とは異なった視点で始まったのが「労働時間の記録」です。05年労働安全衛生法の改正によって、全ての事業所において労働者の始業・終業時刻を記録し、3年間保存することが管理者に義務づけられました。そして文科省06年4・3通知によって、学校の教員にもこれを適用するよう示されています。

過労死や精神疾患が頻発するほどの異常な長時間労働を強いられている日本の労働者は、超過労働時間が月間100時間を超えることも珍しくありません。労働時間の記録によって、80時間を超えた者には、産業医による面接指導を行うよう定められており、こうした規定によって労働者の健康を守ろうというのが、労安法の精神なのです。

残念！ 違法でない学校数 知多地方でたった2校
（6月1日現在：知教労調べ）

愛知県では、県教委が通知を長らく降ろさなかったため、法的効力が発生した08年4月から違法状態が続いていましたが、この4月から常滑市立青海中学校、6月から知多市立八幡中学校において「労働時間の記録」が始まっています。これにより単に「記録が存在する」ことを良しとするのではなく、長時間労働の実態を厳然たる数

知多地方教職員9条を守る会活動中

。全国各地で地域、職場、分野別などの草の根の「9条の会」が発足し、その数は7400を上回っています。我が知多半島でもすべての市町に9条の会が発足し活動しています。職域としては「知多教職員9条を守る会」があり、知教労も加盟しています。学習会、講演会、DVD鑑賞会などの他に、広く街の方々に「9条を守ろう」の声を届け広めようと、署名をしたり、アピールを盛り込んだティッシュを配布したりしています。毎月第2金曜日に、知多半島2カ所の駅頭で、「9条ティッシュ」を配布することを続けています。よく受け取っていただけ、「がんばって」と声がかかることもあります。

さて、来年5月18日、国民投票法が施行されます。国会の発議から国民投票まで最短で60日、制限だらけでまともな議論も行えず投票日を迎えることになる、そんな欠陥だらけの改憲手続き法です。「嵐の前の静けさ」のような「今」こそ、全国津々浦々に染み渡る「9条守れ」の大合唱をつくっていきましょう。

北から南から ～～ 支部だより ～～

経験の少ない新任教師や講師が、教員の人員確保のために各校に増えています。そして、その教師に生徒へのかかわり方や社会のルールを教えていく場面が増えています。しかし、職員室では、自分の職務を行うことに精一杯の教師ばかりです。

新任教師も自分の毎日を過ごすこと以外に余裕がありません。その結果、教室内では鬼ごっこをする生徒や遅刻を繰り返す生徒、髪の色が茶色に変化する生徒への対応が徹底できない現状にたどり着きます。そのような生徒はまだ一部です。最悪の状況までは至っていません。しかし、できていたことをしなくなる生徒の変化に対応できず、生徒も教師も困っている現状があります。

同じ学年担任や他の教師に相談できる教師、具合が悪いとSOSを発信できる教師は、まだよい方かもしれない。そういった教師の陰で言いたいことも言えず、本当に困っていても、助けを借りることをためらい、我慢している教師がいるように感じます。人間は、一人では生きていけない。誰にも迷惑をかけることなく生きていくのは不可能である。

仲間で助け合い、現状を乗り越えていきたいと思います。

（U）

みんなの目

「1日1ドル未満で生活する10億人の人々を極度の貧困から救うのに必要な費用は、世界の最富裕層10%の所得の1．6%にすぎない。」これは、05年の国連報告である。「必要な費用」とは3000億ドル。1ドル90円で計算すれば約27兆円になる。ここでは、世界の人口のうち1割の富む人々を「最富裕層」に数えている▼アメリカの大手証券会社は、主な居住用の不動産を除く100万ドルの純資産の持ち主を「最富裕層」にしている。それによれば、08年末の世界の富裕層は約860万人になる。彼らの資産を合わせると32兆8000億ドルですから3000兆円近くになる。日本の富裕層は世界の16%だから137万人だ▼純資産100万ドルは、約9000万円。お母さんから9億円の『子ども手当』をもらった鳩山首相を富裕層に入れてもおかしくない。首相は、自宅を除いても80億円の資産をもつとされている▼さて、先の国連報告の考え方は、富裕層の財力を世界の貧困べらしに役立てようという発想につながっていく。社会保障費が削られ、貧困層が増え続ける日本でも同様だ。給食費が払えない、家に帰っても何日もまともな食事をしていない子どもも出てきている。財政がたいへんで予算を組むのも難しい日本ですが、打開のヒントの一つは、「恵まれた家庭に育った」鳩山さん自身にあるようだ。

がんばる県下各地の連帯組

労働条件を守る運動で前進

愛知地区教労の活動（3月号の再掲）

愛知地区教労は、豊明市・日進市・長久手町・東郷町の２市２町を基盤とする組合で、特に労働条件を向上させる運動に力を入れています。以下、今までの成果などを挙げていきます。

・中学校の教師をしたいという先生の希望をかなえさせるために県教委へ交渉に行ったり、座り込みや宣伝活動を行なったりして希望に添った人事異動を勝ち取り、その後の希望と納得の人事という原則を勝ち取った。
・中学校で教頭が１０時間授業を担当するようになった。
・１日７時間勤務の市の嘱託職員が年休を５日しか取れなかったのを法に従って１０日に変更させた。
・２泊３日の林間学校では１５時間の割振りを獲得した。
・学力テストを行なわないよう各教委へ申し入れを行なった。

などです。また、地域の方々との連携を進めるために学習会も積極的に行なっています。これまで学力テストや新学習指導要領などの問題点についての学習会を進めてきました。

現在は、各教育委員会と交渉を行ない、文科省が２００５年４月３日に出した始業・終業時刻を確認するという通知を実行させるための話し合いをこの２月・３月に進めています。日進市とは、来年度労働時間に関する何らかの調査を実施することを確約させることができました。

知ってるってるつもり・Q＆A

知教労の組合費は？

Q　労働組合に加入するということは、組合費を納めることになると思います。知教労の場合、どの程度の組合費なのでしょうか。

A　知教労への加入を前向きに考えてくださりありがとうございます。まず、知教労の基本的な組合費は、月額5000円です。愛知県教員組合傘下の市町の組合に加入し、知教労にも加入するという場合は、2500円になります。これは、複数の組合で活動する人の経済的負担を軽減するためです。

納入の方法は所属する支部の会計担当者を通して月々納入します。もちろん、数ヶ月分まとめて納入しても構いません。

さて、この大切な組合費の使途ですが、

・機関紙『知教労ニュース』などの通信費
・組合員がいろいろな会議に参加した場合の旅費
・愛労連(愛知県労働組合総連合)など、所属団体の負担金
・組合事務所の経費

などです。もちろん、定期大会の場において予算の承認決議を経て執行されます。また、特定団体や特定政党への半強制的なカンパ、選挙協力金などは、いっさいありません。

このコーナーでは、働く条件や私たちの福利、厚生などのふとした疑問などに応えています。1面の知教労事務所まで、お気軽にメールで質問をお寄せください。

いま一度振り返ろう！　労働運動の歴史と基本　*第1回（6回連載）*

生活格差の拡大、「勝ち組・負け組」などという言葉、派遣労働者等を物のように使い捨てる派遣切りなど、労働と雇用のありかたが大きな社会問題になっています。私たち教員の場合も、過重な仕事の押しつけ、休職者の増加、賃金カットなど、さまざまな問題が山積しています。そこで、今回からは、労働運動の歴史を振り返り、私たちが団結してたたかう意義をもう一度考えるシリーズを連載してみたいと思います。初回は、まず労働運動の始まりについてです。

多くの方は中学校の歴史の授業で「18世紀にイギリスで産業革命が始まった」という学習をした記憶があるでしょう。この時期、織機や紡績機が改良され、その動力として蒸気機関が使われるようになりました。その結果、資本家が工場を経営し労働者を雇用して働かせて大きな利益を追求する、資本主義の生産形態が生まれました。

資本家の究極の目的は、利潤の追求。すなわち、少しでも多くの利益を上げることです。歴史の授業で中学生にその方策を考えさせると、

・労働者を安い給料（賃金）で、働かせる
・長い時間働かせる
・夜と昼交代で働かせて製品を作る
・子どもを働かせる

などという意見が出ます。イギリスをはじめとする欧米の資本主義は、まさに生徒が考るような労働条件のもとに発展しました。下の図は『イギリスの都市生活史』という本に掲載されている炭坑で働く子ども達の様子です。ロープで坑内に降ろされる様子が描かれています。自分たちの意思で地上に上がってくることを防ぐためでしょうか。

こうしたきびしい状況のなかで、労働者たちは賃金の引き上げやよりよい労働環境を求めて行動を始めました。一人ひとりの力は弱いので、労働者達は団結してたたかうようになります。この団結のための組織が組織が労働組合です。次回はこの、初期の労働組合や運動の様子を話したいと思います。